

蛇田公民館ご使用案内



石巻市蛇田公民館

〒986-0868 石巻市恵み野二丁目1 1 番 1

TEL 0225-95-0183 FAX 0225-25-4131

○使用の申し込み

【申込受付時間】

土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く毎日
午前9時から午後5時。

【申込手続き】

申込は、原則として来館によることとしていますが、電話での空き状況の確認や仮予約も受付します。

備付の使用許可申請書に必要事項を記入の上、利用する日の3日前まで（土日・祝日を含まない）に、蛇田公民館窓口にて申請してください。

【仮予約・申請期間】

仮予約及び申請は3か月後の日程まで可能です。

○使用時間及び使用料金

使用時間の区分は、別紙「料金表」をご覧ください。使用時間には、準備・後片付け・清掃の時間も全て含まれますので使用時間を遵守願います。

○使用料の減免

市教育委員会が認定した社会教育関係団体や住民自治団体等で使用する場合は減免措置があります

※詳細はお問い合わせください

【付帯設備使用料】

付帯設備、備品を使用する場合、使用料金が発生するものがあります。利用にあたって、公民館にご相談ください。

また冷暖房の使用料金も負担いただくこととなります。

○使用者の遵守事項

1. 施設、設備等の使用については、職員等の指示に従うこと。万が一損傷し、又は汚損した場合は、その費用を弁償していただきます。
2. 指定した場所以外での火気使用や喫煙はしないこと。
3. 使用後は施設、設備等をもとの状態にして、職員に報告し、確認を受けること。
4. 使用許可申請書の内容に反した場合は使用を中止させることがあります。

○使用を許可できない場合

1. 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。
2. 施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
3. 教育委員会が使用させることが不相当と認めるとき。(個人的な行事で使用するとき。酒類の持ち込みや宴会をはじめ、飲食を主に目的に使用すると認められるとき。保護者又は成人の同伴が伴わない未成年者が使用する場合)。
4. 清掃、設備点検及び建物の改修工事等のため、一般の使用に供することが困難と認められるとき。
5. 営利に結びつく物品販売、契約、宣伝行為等に使用する場合。
6. 特定の政党の利害に関するとき。
7. 特定の宗教団体による宗教活動、祭礼、儀式などの宗教行為、布教または勧誘活動等と認める場合。

○使用を取りやめるとき

使用を取りやめる場合は、速やかにお申し出ください。

納付済みの使用料は、以下のとおり取り扱います。

利用者が使用日の3日前までに還付請求書を提出のうえ利用の取り消しを申し出た場合は、納入した使用料の5割に当たる額を還付します。

※2日前から当日までの間で、利用の取消しを申し出た場合は、使用料の還付はございません。

蛇田公民館使用料

各室使用料					
館名	室名\時間区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
蛇田 公民館	大ホール	4,560 円	6,270 円	8,170 円	19,000 円
	会議室A	1,200 円	1,400 円	2,210 円	4,810 円
	会議室B	1,200 円	1,400 円	2,210 円	4,810 円
	会議室C	1,200 円	1,400 円	2,210 円	4,810 円
	和室	1,270 円	2,100 円	2,760 円	6,130 円
	調理実習室	1,260 円	1,560 円	1,970 円	4,790 円
	創作室	860 円	1,190 円	1,560 円	3,610 円
冷暖房料		1室1時間につき 蛇田公民館大ホール 700 円 蛇田公民館(大ホールを除く。) 100 円			
その他の設備器具		ワイヤレスアンプ(ワイヤレスマイク1本付)510 円、スクリーン 150 円、持込電気器具(コンセント)1口 50 円、展示板(パネル) 1枚 150 円、調理台 1台 75 円、オーブン 1台 150 円 【注意】上記の設備器具以外でも、使用料金が発生するものがあります。			

※備考 各室使用料の割増し等については、次のとおりとする。

- 1 入場料を徴収して利用する場合の使用料は、当該使用料に次に掲げる割増料を加えた額とする。
 - (1) 入場料の最高額が 300 円以下の場合 当該使用料の 40%に当たる額
 - (2) 入場料の最高額が 300 円を超え 500 円以下の場合 当該使用料の 60%に当たる額
 - (3) 入場料の最高額が 500 円を超える場合 当該使用料の 100%に当たる額
- 2 準備のために使用する場合には、当該使用料の 50%に当たる額を使用料とする。
- 3 使用時間が本表に定める時間区分を超過して使用した場合は、超過した時間の属する時間区分に定める使用料(当該使用が前2項の規定に該当するときは、当該規定によって算出した額)を基礎として次に掲げる区分により算出した額を徴収する。
 - (1) 超過時間が1時間に満たない場合 使用料の 50%に当たる額
 - (2) 超過時間が1時間以上の場合 使用料の全額
- 4 市外の者が利用する場合は、この表に掲げる使用料の2倍に相当する額とする。